

市区町村別集計項目(推進体制等)

京都府	
市区町村数	26

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						21	19	15			22					
26	100	京都市	文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当	1	2	1	1	京都市男女共同参画推進条例	2003年12月26日	2003年12月26日		第5次京都市男女共同参画計画	2021年10月 ~ 2026年3月	0	1	
26	201	福知山市	人権推進室	1	2	1	1	福知山市男女共同参画推進条例	2006年9月27日	2006年10月1日		第4次福知山市男女共同参画計画(はばたきプラン2021)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
26	202	舞鶴市	人権啓発推進課	1	1	1	1	舞鶴市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日		舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン」(第3次)	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
26	203	綾部市	人権推進課	1	1	1	1	綾部市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		第4次綾部市男女共同参画計画「あいプラン」	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
26	204	宇治市	男女共同参画課	1	1	1	1	宇治市男女生き生きまちづくり条例	2004年10月8日	2004年12月7日		宇治市男女共同参画計画 第5次UJあさぎりプラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
26	205	宮津市	市民環境部市民環境課	1	2	1	1				0	宮津市男女共同参画基本計画～ウインドプラン2017～	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
26	206	亀岡市	人権啓発課	1	2	1	1	亀岡市男女共同参画条例	2002年12月25日	2003年4月1日		ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～	2021年4月 ~ 2031年3月31日	1	1	
26	207	城陽市	市民活動支援課	1	2	1	1	城陽市男女共同参画を進めるための条例	2005年7月1日	2005年7月1日		第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
26	208	向日市	広聴協働課	1	2	1	1	向日市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第3次向日市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	1	1	1	1	長岡京市男女共同参画推進条例	2010年9月27日	2010年10月1日		長岡京市男女共同参画計画第7次計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
26	210	八幡市	市民部人権啓発課	1	2	1	1	八幡市男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日		八幡市男女共同参画プラン るーぶ計画	2021年3月 ~ 2031年3月	1	1	
26	211	京田辺市	市民部人権啓発推進課	1	2	1	1	京田辺市男女共同参画推進条例	2010年9月29日	2010年10月1日		第3次京田辺市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
26	212	京丹後市	市民課	1	2	1	1	京丹後市男女共同参画条例	2011年7月1日	2011年7月1日		第二次京丹後市男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
26	213	南丹市	人権政策課	1	2	1	1	南丹市男女共同参画推進条例	2015年3月30日	2015年4月1日		第2次南丹市男女共同参画行動計画	2019年3月 ~ 2029年3月	1	1	
26	214	木津川市	人権推進課	1	2	1	1	木津川市男女共同参画推進条例	2007年3月12日	2007年3月12日		第2次木津川市男女共同参画計画～キラリさわやかプラン～	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
26	303	大山崎町	生涯学習課	2	2	0	0				0	大山崎町第3次男女共同参画計画～みとめ愛プラン～	2016年4月 ~ 2023年3月	1	1	
26	322	久御山町	総務部総務課	1	2	1	1				0	久御山町第2次男女共同参画プラン	2013年4月 ~ 2023年3月	1	1	
26	343	井手町	井手町教育委員会 社会教育課	2	2	1	0				0	井手町男女共同参画プラン(井手町男女共同参画計画・井手町DV対策基本計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
26	344	宇治田原町	企画財政課	1	2	1	1				0	第2次宇治田原町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
26	364	笠置町	総務財政課	1	2	0	0				0					0
26	365	和束町	人権啓発課	1	2	0	0				0					0
26	366	精華町	人権啓発課	1	2	1	1	精華町男女共同参画推進条例	2013年3月29日	2013年10月1日		精華町第2次男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
26	367	南山城村	税住民福祉課	1	2	0	0				0					0
26	407	京丹波町	住民課	1	2	1	1				0	京丹波町第2次男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
26	463	伊根町	住民生活課	1	2	0	0				0					0
26	465	与謝野町	住民環境課	1	2	1	0				0	みんなの和づくりプラン第2次与謝野町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2028年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)										施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
						住所	電話番号	FAX番号					直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			12									1	11	11	1	0	11	1	0	
26	100	京都市	京都市男女共同参画センター	ウイングス京都	604-8147	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町26番地	075-212-7490	075-212-7460	https://www.wings-kyoto.jp/		○		○					○		
26	201	福知山市	福知山市男女共同参画センター		620-0035	福知山市字内記100番地	0773-24-7022	0773-23-6537	https://www.city.fukuchiya.ma.lg.jp/soshiki/6/		○	○					○			
26	202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	フレアス舞鶴	625-0087	京都府舞鶴市字余部下1167番地(舞鶴市中総合会館5階)	0773-65-0055	0773-65-0055	https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000007538.html		○	○					○			
26	203	綾部市	綾部市男女共同参画センター	あいセンター	623-0016	綾部市西町一丁目49-1 I・Tビル5階	0773-42-2030	0773-42-2030	http://www.city.ayabe.lg.jp/aicenter/index.html		○	○					○			
26	204	宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	ゆめりあ うじ	611-0021	宇治市宇治里尻5-9	0774-39-9377	0774-39-9378	https://www.city.uji.kyoto.jp/		○	○					○			
26	205	宮津市																		
26	206	亀岡市																		
26	207	城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	ぱれっとJOYO	610-0121	京都府城陽市寺田林ノ口11番地の114	0774-54-7545	0774-55-5601	http://www.city.joyo.kyoto.jp/		○	○					○			
26	208	向日市	向日市女性活躍センター	あすもあ	617-0002	京都府向日市寺戸町中ノ段16番地の7	075-963-6532	075-963-6517	https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/jyosei_katuyaku/index.html	○		○					○			
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	“いこ～る”プラス	617-0833	京都府長岡京市神足2丁目3番1号長岡京市立総合交流センター6階	075-963-5501	075-963-5521	http://www.city.nagaokakyo.lg.jp		○	○					○			
26	210	八幡市	八幡市女性ルーム		614-8073	八幡市八幡軸63番地	075-983-1784	075-983-4545	http://www.city.yawata.kyoto.jp/category/5-3-2-0-0.html		○	○					○			
26	211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	ポケット	610-0334	京田辺市田辺中央5丁目2番地1 アル・プラザ京田辺2階	0774-65-3709	0774-65-3709	https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000005375.html		○	○					○			
26	212	京丹後市	京丹後市女性センター		627-0012	京都府京丹後市峰山町杉谷868番地	0772-69-0210	0772-62-6716			○	○					○			
26	213	南丹市																		
26	214	木津川市	木津川市女性センター		619-0223	京都府木津川市相楽台4丁目3番地	0774-72-7719	0774-72-1399	http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6, 440, 40, 181, html		○	○					○			
26	303	大山崎町																		
26	322	久御山町																		
26	343	井手町																		
26	344	宇治田原町																		
26	364	笠置町																		
26	365	和束町																		
26	366	精華町																		
26	367	南山城村																		
26	407	京丹波町																		
26	463	伊根町																		
26	465	与謝野町																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			12															
26	100	京都市	京都市男女共同参画センター	1994年4月1日	11	14	106,960	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保育事業, 女性の防災リーダー育成事業
26	201	福知山市	福知山市男女共同参画センター	2015年8月1日	15	5	6,249	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	性の多様性推進事業
26	202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	2001年3月10日	0	1	2,437	○	○		○		○	○				
26	203	綾部市	綾部市男女共同参画センター	1998年12月1日	4	0	8,818	○	○	○	○		○					男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクール
26	204	宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	2003年4月16日	2	5	17,846	○	○	○	○	○	○			○		市民企画事業、女性問題アドバイザー派遣
26	205	宮津市			0	0	0											
26	206	亀岡市			0	0	0											
26	207	城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	2006年4月1日	2	4	21,112	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
26	208	向日市	向日市女性活躍センター	2018年7月9日	0	4	8,179	○	○	○	○	○						コワーキングスペースの貸し出し、飲食業やインストラクター業等を希望する女性へのチャレンジスペースの提供
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	2005年4月18日	3	4	5,784	○	○	○	○	○	○			○		出前ミーティング
26	210	八幡市	八幡市女性ルーム	2009年6月5日	1	2	2,259	○	○	○			○					
26	211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	2006年9月1日	1	3	6,449	○	○	○	○		○					男女共同参画団体等との協催事業
26	212	京丹後市	京丹後市女性センター	2007年5月1日	0	0	0											会議室利用
26	213	南丹市			0	0	0											
26	214	木津川市	木津川市女性センター	1986年4月1日	2	3	6,308	○	○	○	○	○						自主サークル支援、健康講座
26	303	大山崎町			0	0	0											
26	322	久御山町			0	0	0											
26	343	井手町			0	0	0											
26	344	宇治田原町			0	0	0											
26	364	笠置町			0	0	0											
26	365	和束町			0	0	0											
26	366	精華町			0	0	0											
26	367	南山城村			0	0	0											
26	407	京丹波町			0	0	0											
26	463	伊根町			0	0	0											
26	465	与謝野町			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

京都府

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				1		15	2	13.3	22	0	0.0	11	0	0.0	9	0	0.0	2,709	243	9.0
26	100	京都市				1	0	0.0	3	0	0.0									
26	201	福知山市				1	0	0.0	2	0	0.0						326	4	1.2	
26	202	舞鶴市				1	0	0.0	2	0	0.0						365	23	6.3	
26	203	綾部市				1	0	0.0	1	0	0.0						193	3	1.6	
26	204	宇治市				1	1	100.0	1	0	0.0						644	142	22.0	
26	205	宮津市				1	0	0.0	1	0	0.0						100	2	2.0	
26	206	亀岡市				1	0	0.0	1	0	0.0						23	0	0.0	
26	207	城陽市				1	0	0.0	2	0	0.0						125	21	16.8	
26	208	向日市				1	0	0.0	1	0	0.0						8	0	0.0	
26	209	長岡京市				1	0	0.0	2	0	0.0						56	7	12.5	
26	210	八幡市				1	0	0.0	1	0	0.0						48	3	6.3	
26	211	京田辺市				1	0	0.0	1	0	0.0						50	5	10.0	
26	212	京丹後市				1	0	0.0	2	0	0.0						224	1	0.4	
26	213	南丹市				1	0	0.0	1	0	0.0						177	5	2.8	
26	214	木津川市				1	1	100.0	1	0	0.0						33	1	3.0	
26	303	大山崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	60	18	30.0
26	322	久御山町	2004年10月31日	久御山町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	38	6	15.8
26	343	井手町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
26	344	宇治田原町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
26	364	笠置町										1	0	0.0	0	0		6	0	0.0
26	365	和束町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
26	366	精華町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	2	4.8
26	367	南山城村										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
26	407	京丹波町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	0	0.0
26	463	伊根町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
26	465	与謝野町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	町	村	道	府	県	市	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											
										問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない					
									1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
									19	1の合計	26	0	25	0		24	24	24	24	25	19
									2	2の合計	0	12	1	26		2	2	2	2	1	2
									0	3の合計	0	11		0		0	0	0	0	0	0
									5	4の合計	0	3				0	0	0	0	0	4
26	100	京都市							1	京都市会	1	4	2	2		2	2	2	2	1	
26	201	福知山市							1	福知山市議会	1	3	1	2		1	1	1	1	1	1
26	202	舞鶴市							2	舞鶴市議会	1	3	1	2		1	1	1	1	1	1
26	203	綾部市							1	綾部市議会	1	3	1	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
											1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										
26	207	城陽市	1	城陽市職員服務規程 第10条第2項 (履歴事項の変更届) 第10条 職員は、履歴事項に変更が生じたときは、直ちに別に定める変更届に必要書類を添えて人事担当課長に届けなければならない。 2 婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員は、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き使用しようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。 3 前項の規定による承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓の使用に当たり、市民、関係機関、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 4 旧姓使用職員については、別に定める範囲において旧姓を使用するものとする。 5 旧姓使用職員が旧姓の使用を中止しようとするときは、別に定めるところにより、市長に届出をするものとする。	城陽市議会	1	2	1	城陽市会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1
26	208	向日市	1	向日市職員の旧姓使用に関する取扱規程 第1条 この規程は、職員(再任用職員、臨時職員、特別職の職員を除く、以下同じ。)が婚姻等によりその戸籍上の氏を改めた後も、職業生活上の支障を回避できるよう、希望により引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	向日市議会	1	2	1	向日市議会会議規則 第2条(欠席の届出) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1
26	209	長岡京市	1	長岡京市職員の旧姓使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めたことにより生じる職務上の不利益又は不都合を解消するために、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)により速やかに所属長を経て市長に申請しなければならない。 2 市長は、旧姓使用の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するとともに、旧姓使用者名簿(別記様式第3号)に登録するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、次に掲げる場合を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 職務掌、共済組合、年金事務所、銀行等、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合 (4) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合(職員が異動した場合の取扱い) 第4条 旧姓使用職員が人事異動等により異動した場合は、異動後の所属長に対して旧姓使用承認通知書(写しを含む。)を提示し、旧姓使用の許可を得ていることを伝えなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止申請書(別記様式第4号)により所属長を経て市長に申請しなければならない。 2 市長は、旧姓使用の中止の承認をしたときは、旧姓使用中止承認書(別記様式第5号)により所属長を経て当該職員に通知するものとする。 3 職員は、特段の理由なく、旧姓使用申請と旧姓使用中止申請を繰り返してはならない。 (真務) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するにあつては、常に誤解、混乱が生じないように努めなければならない。 2 市長は、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。	長岡京市議会	1	4	1	長岡京市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1
26	210	八幡市	1	八幡市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を変更した後も、引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	八幡市議会	1	3	1	八幡市議会会議規則(平成25年八幡市議会規則第1号) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1
26	211	京田辺市	4		京田辺市議会	1	2	1	京田辺市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	4	
26	212	京丹後市	1	京丹後市職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。	京丹後市議会	1	3	1	京丹後市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)及び出産後8週間(わたる間において、又は妊娠満12週未満で流産した場合に1週間の範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例												
26	213	南丹市	南丹市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長を経て任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。 第4条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 第5条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て任命権者に提出しなければならない。2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用を申請することはできない。 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたり、常に市民、職員等に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。また、当該職員は、人事異動にあたり、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 第7条 任命権者は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 第8条 国及び他の地方公共団体等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。第9条この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	南丹市議会	1	2	1		2							1	1	1	1	1	1	1
26	214	木津川市	木津川市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	木津川市議会	1	3	1		2						1	1	1	1	1	1	4	
26	303	大山崎町	大山崎町職員服務規程 第11条第2項 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、勤務公署において引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)の使用を希望する場合は、旧姓使用申出書(様式第10号)を所属長に提出しなければならない。	大山崎町議会	1	3	1		2						1	1	1	1	1	1	1	
26	322	久御山町	久御山町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧制」という。)を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	久御山町議会	1	3	1		2						1	1	1	1	1	1	1	
26	343	井手町		井手町議会	1	2	1		2						1	1	1	1	1	1	4	
26	344	宇治田原町		宇治田原町議会	1	2	1		2						1	1	1	1	1	1	1	
26	364	笠置町		笠置町議会	1	2	1		2						1	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県 市 町 村 コ コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
26	365 和東町	1	和東町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱の規定は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、別表第1のとおりとする。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表第2のとおりとする。 (責務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (旧姓使用の承認申請) 第5条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。 (承認) 第6条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2 町長は、前項の承認通知書を通知した場合は、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓使用の取消し) 第7条 町長は、旧姓使用を承認した後において、当該旧姓使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を旧姓使用取消通知書(様式第4号)により当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第8条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第9条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) 基準 例 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもの 事務引継書、回覧用紙、起家文書の氏名表示及び押印、決裁に係る押印、休暇等届、出張命令書、復命書、育児休業に関する申請書等、代休簿、時間外勤務事前承認申請書、職務に専念する義務の免除承認願、証明書交付申請書、タイムカード、名刺、名刺、職員配置図、事務分担表、庁内ネットワークユーザー名 別表第2(第3条関係) 基準 例 1 公務員の身分関係に係るもの 人事記録、法令等に基づく身分証明書、辞令書、履歴書、宣誓書、退職願、処分関係文書 2 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 給与明細書、源泉徴収票、諸手当届、旅費請求書、共済組合関係文書、研修関係文書、公務災害関係文書、健康診断関係文書、労働保険関係文書、職員互助会関係文書、退職手当関係文書、支出命令書における請求者氏名(請求に係る証拠書類等) 3 公権力の行使に係るもの 許認可、立入検査、徴税等の法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書	和東町議会	1	3	1		2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
26	366	精華町	1	精華町議員の旧姓使用に関する事務取扱要領 第1条 この取扱要領は、職員が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏を使用する場合の手続き等について定める。	精華町議会	1	3	1	精華町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の3週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
26	367	南山城村	2		南山城村議会	1	2	1	南山城村議会 (欠席の届出)第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	2	2
26	407	京丹波町	1	京丹波町議員の旧姓使用に関する取扱要領 (目的) 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組等その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の取扱いについて定めることを目的とする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じおそれがないものとする。 2 旧姓を使用することができる文書等の例は、別表のとおりとする。 3 旧姓の使用に疑義のある場合は、その都度人事担当課長に協議するものとする。 (承認申請手続) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、京丹波町職員服務規程(平成17年京丹波町訓令第20号)第15条の規定による履歴事項の変更届とともに、所属長を経由して、人事担当課長に提出するものとする。 3 採用時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員については、第1項の旧姓使用承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して提出するものとする。 (承認) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用の承認を受けた職員がその使用を中止したいときは、旧姓使用中止届(様式第4号)により、町長に届けなければならない。 2 前項の旧姓使用中止届は、所属長を経由して人事担当課長に提出するものとする。 3 町長は、職員から旧姓使用中止届の提出があったときは、旧姓使用中止通知書(様式第5号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 4 旧姓使用を中止した職員が再び旧姓を使用することは、原則として認めないこととする。 (他の任命権者から承認を受けた職員の取扱い) 第6条 町長以外の任命権者から旧姓使用の承認を受けた職員については、旧姓使用職員異動届(様式第6号)に当該承認を受けたことを証する書類を添付のうえ、所属長を経由して町長に提出することにより、町長が旧姓の使用を承認したものとみなし、当該職員に係る第3条及び第4条の手続を省略することができる。 (雑則) 第7条 この要領に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、人事担当課長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成17年10月11日から施行する。 附 則(平成28年訓令第7号) この訓令は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(令和2年訓令第3号) この訓令は、令和2年1月1日から施行する。 別表(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等の例 職員証(戸籍上の氏と旧姓の併記)、出勤簿、タイムカード、病氣休暇承認請求書、産前(産後)休暇に関する届出書、年次休暇簿、特別休暇簿、職務に専念する義務の免除簿、兼業許可申請書、介護休暇請求書等、深夜勤務・超過勤務制限請求書等、産前表、機構図、育児休業計画書等、名刺、名札、事務分担表、事務引継ぎ書、出張報告書、起案文書、供覧文書、その他町長が認めるもの	京丹波町議会	1	4	1	京丹波町議会会議規則 欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	4

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
26	463	伊根町	1	伊根町議会	1	2	1	伊根町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
26	465	与謝野町	4	与謝野町議会	1	2	1	与謝野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関係するハラスメント防止規定がある(ハラスメント防止規定を設けている)	2. 議員向け研修を実施している(議員向け研修を実施している)	3. 議員向け研修を実施している(議員向け研修を実施している)	4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		0	0	5	0	0	0	0		0	1	0		1			
		0	3	3	0	0	0	0		0	4	11		23			
		0	0	18	0	0	0	0		0	21	0		2			
		26	23		0	0	0	5				15					
26	100	京都市	4	2	2						2	2		1	京都市地域防災計画 避難所運営に関する男女共同参画の推進(行財政局防災危機管理室、文化市民局男女共同参画推進課、区役所) 行財政局防災危機管理室、文化市民局男女共同参画推進課、区役所は、避難所の開設・運営に際しては、生活者としての女性の視点が重要であり、運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。(引用箇所:京都市地域防災計画「震災対策編」)		
26	201	福知山市	4	4	3						3	4		2			
26	202	舞鶴市	4	4	3						3	4		2			
26	203	綾部市	4	4	3						3	4		2			
26	204	宇治市	4	4	3						3	2		2			
26	205	宮津市	4	4	2						2	4		2	国・府からの啓発チラシを配布している		
26	206	亀岡市	4	4	1			4	時々において啓発を行っている。		1	2		2			
26	207	城陽市	4	4	3						3	2		2			
26	208	向日市	4	2	3						3	4		2			
26	209	長岡京市	4	4	3						3	2		2			
26	210	八幡市	4	4	1			4	内閣府男女共同参画局提供の議員ハラスメント防止教材の配布および動画視聴の案内		3	2		2			
26	211	京田辺市	4	4	3						2	4		2			
26	212	京丹後市	4	4	3						3	4		2			
26	213	南丹市	4	4	3						3	4		2			
26	214	木津川市	4	4	3						3	4		2			
26	303	大山崎町	4	2	3						3	2		2			
26	322	久御山町	4	4	3						3	4		2			
26	343	井手町	4	4	3						3	2		2			
26	344	宇治田原町	4	4	1			4	パンフレット等の配布		3	4		2			
26	364	笠置町	4	4	2						3	4		2			
26	365	和東町	4	4	3						3	4		2			
26	366	精華町	4	4	1			4	内閣府から公表された政治分野におけるハラスメント防止研修教材を全議員に届出した。		2	2		2			
26	367	南山城村	4	4	1			4	啓発啓発教材による自己研修		3	2		3			
26	407	京丹波町	4	4	3						3	2		2			
26	463	伊根町	4	4	3						3	4		3			
26	465	与謝野町	4	4	3						3	4		2			